

パスウェイ 4 APEC アーキテクト - 2013 年 新規登録申込書

本書式は、APEC アーキテクトの枠組みに基づいてニュージーランドと二国間の相互承認協定等を締結しているエコノミーの APEC アーキテクト用の申請書式で、現時点では日本とシンガポールが対象です。この 2 エコノミーの APEC アーキテクトは、ニュージーランドの建築設計に特有な点について十分な知識があることを確認する固有事項審査を経てニュージーランドのアーキテクトとして登録することができます。

パスウェイ 4 によるニュージーランドでの登録料は NZ\$632.50 です。

支払った方法について以下にチェックをして下さい。

- www.nzrab.org.nz を通じたクレジットカード払い (VISA あるいは MasterCard) ;
- 銀行振り込み (Swift Code: ASBBNZ2A) ;
- NZRAB 宛でニュージーランドドルのチェックを同封

本申込書に記入の上、登録料を添えて左記に郵送ください：

**The Executive Officer
NZRAB
PO Box 11106
Wellington, 6142 New Zealand**

整理番号		パスポート用の 写真を添付のこ と
肩書(Mr, Ms 等)		
名前		
ミドルネーム		
苗字		
通称		

個人連絡先	
マンションアパート等の名称	
番地	
区市町村	
都道府県	
郵便番号	
国	
Eメール (希望者)	
電話番号	
携帯番号	

事業所／勤務先連絡先	
事務所あるいは会社名	
部屋番号	
番地	
区市町村	
都道府県 国	
郵便番号	
電話	
ファックス	
ウェブサイト	
会社 直通番号	

事業所あるいは勤務先郵送先	
事務所あるいは会社名	
私書箱	
区市町村	
都道府県 国	
郵便番号	

生年月日と出生地	
生年月日 (日/月/年)	DD/MM/YYYY
出生地	

連絡先の詳細を公開することに対する承認	
<p>法律により、氏名、登録番号、登録の有効期限、過去3年間に課された処罰について公表することが義務付けられています。NZRABはこの情報をアーキテクト登録ウェブサイト (www.architectsnz.co.nz) で公開します。</p> <p>事務所名、電話番号とメールアドレスも公開が可能です。希望者は右のいずれかの□にチェックをして下さい。</p>	<p><input type="checkbox"/> 私は NZRAB のウェブサイト登録簿で追加の連絡先の詳細を公開することに同意します。</p> <p><input type="checkbox"/> 私は NZRAB のウェブサイト登録簿で E メールアドレス以外の追加の連絡先の詳細を公開することに同意します。</p>

希望連絡先	
NZRAB からの発送物の希望送付先を右の□のいずれかにチェックで記入して下さい。	<input type="checkbox"/> 自宅住所 <input type="checkbox"/> 事業所あるいは勤務先

学位			
関連する高等教育の学位等を列挙して下さい。例えば大学の学位その他の学歴			
学位		学位	
機関		機関	
国		国	
修了年		修了年	
学位		学位	
機関		機関	
国		国	
修了年		修了年	

登録証	
登録証のコピーあるいは自エコノミーの登録機関が発行する登録を証明する文書を添付して下さい（コピーは申請者の宣誓文書に署名する権限を持つ者の認証が必要です）。	<input type="checkbox"/> 登録証添付

履歴書あるいは職歴書	
履歴書あるいは職歴書のコピーを添付して下さい（コピーは申請者の宣誓文書に署名する権限を持つ者の認証が必要です）。	<input type="checkbox"/> 履歴書あるいは職歴書添付

APEC アーキテクト登録証	
自エコノミーで発行された APEC アーキテクト登録証のコピーあるいは自エコノミーの登録機関が発行する APEC アーキテクトであることを証明する文書を添付して下さい（コピーは申請者の宣誓文書に署名する権限を持つ者の認証が必要です）。	<input type="checkbox"/> 登録証あるいは文書添付

APEC アーキテクト申請書類	
自エコノミーで APEC アーキテクト申請をした際の申請書類のコピーを添付して下さい（コピーは申請者の宣誓文書に署名する権限を持つ者の認証が必要です）。	<input type="checkbox"/> 申請書類添付

有罪判決	
ニュージーランドあるいはその他で6ヶ月以上の禁固刑に処された不法行為があればその詳細について記述して下さい。	

推薦人	
独立した二人の推薦人の連絡先の詳細を記入して下さい。「独立した」というのは家族以外をいいます。推薦人のうち一人はビジネスパートナーあるいは雇用主／上司であってははいけません。この条件下であれば申請者が指名することができます。	
氏名	
電話	
Eメール	
氏名	
電話	
Eメール	

宣誓	
以下の宣誓は、法定の宣誓に立会う権限が公認されている者（治安判事、事務弁護士、弁護士など）の立会いの下で署名しなければなりません。	
申請者	<p>私は(楷書で氏名) _____</p> <p>厳粛に、また真摯に以下の内容を宣誓します：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本申請書及び添付の資料の情報は全て正確かつ真実です； ● 私は登録アーキテクト法 2005 に則したニュージーランドアーキテクト名簿登録の要件である能力レベルを満たしています。 ● 私は「登録アーキテクトの倫理的行為の最低基準（添付）」を含む「登録アーキテクト規則 2006」を遵守します； ● 私は知りうる限りにおいて本申込書の内容が全て真実であると信じて、「誓約と宣誓法 1957」に基づいて厳粛に宣誓します。 <p>申請者の署名 _____</p> <p>日付 _____</p>
公認の証人	<p>宣誓場所(市町村) _____</p> <p>日付 ____ (日) _____ (月) _____ 2 ___</p> <p>私の立会いの下で _____</p> <p>(治安判事、事務弁護士、弁護士など宣誓の立会いが公認されている者)</p> <p>署名 _____</p> <p>名前(楷書) _____</p>

問い合わせ先: ウェブサイト : WWW.NZRAB.ORG.NZ E-MAIL : INFO@NZRAB.ORG.NZ PHONE : +64 4 471 1336

国民一般に関する基準

46. 自らについて不正確な事実を伝えない

登録アーキテクトは自ら、その事業、あるいはその業務について、虚偽的な、詐欺的な、誤解を招くような、あるいは欺瞞的な方法で不正確に伝えたり、宣伝したりしてはならない。

47. 法律を順守する

登録アーキテクトは業務を行う国と地域で施行されている職業倫理規約と法令に従わなくてはならない。

顧客に関する基準

48. 公平かつ偏見のない判断をする

登録アーキテクトは公平かつ偏見のない判断をしなければならない。

49. 相当かつ適切な注意

登録アーキテクトはその業務を相当かつ適切な注意を払って行わなければならない。

50. 契約条件

APEC アーキテクトは顧客と以下の点等を含む契約条件に合意しない限り業務を引き受けてはならない：

- (a) 業務範囲:
- (b) 責任分担
- (c) 責任の範囲 (ある場合)
- (d) 報酬あるいはその計算方法と取引条件
- (e) 契約解除に関する規定
- (f) 専門家責任保険に関する規定

51. 報酬と勧誘

登録アーキテクトは以下のことが義務付けられる：

- (a) 契約書あるいは雇用契約に明記された金額あるいは利便による報酬以外は受け取らない；
- (b) 契約をとるためにいかなる勧誘も行わない。

52. 顧客情報の守秘義務

- (1) 登録アーキテクトは顧客の情報について守秘義務を守ると共に、事前に顧客の同意なくして機密情報を開示してならない。
- (2) 上記(1)は登録アーキテクトが法律により情報の開示を求められる場合には適用されない。

53. 利益相反

登録アーキテクトは自らが知り得た重要な状況が利益相反の原因となる可能性がある場合、顧客、オーナーあるいは請負業者に開示しなければならない。さらにその状況が公平かつ偏見のない判断を下すという登録アーキテクトの義務を履行する妨げとなつてはならない。

専門家に関する基準

54. 誠実かつ公正な業務の遂行

登録アーキテクトは専門家としての業務を誠実かつ公正に遂行しなければならない。

他の登録アーキテクトに関する基準

55. 他の登録アーキテクトの貢献を認識する。

登録アーキテクトは：

- (a) 自らの専門家としての評価は自らの仕事を通じて築き上げねばならない；
- (b) 他の登録アーキテクトの知的所有権や構想を自らのものと主張してはならない。

56. 悪意を持ったあるいは不当な批判をしない。

登録アーキテクトは他の登録アーキテクトの作品について悪意を持ったあるいは不当な批判をする、あるいは信用を落とそうとする行為をしてはならない。

57. 契約の対立

登録アーキテクトは、業務依頼の要請を受けている顧客が他の登録アーキテクトと契約関係にあることを知っている場合、あるいは相応の照会の結果知った場合、当該登録アーキテクトに知らせなければならない。

58. 他の登録アーキテクトの作品に関する意見

登録アーキテクトは他の登録アーキテクトの作品について意見を要請された場合、その作品に関する係争中の訴訟があることを認識している場合を除き、当該アーキテクトに通知しなければならない。